

日中未来の会規約

第一条（名称）

本会は、『日中未来の会』と称す。

第二条（目的）

日中の相互理解を深め、友好を促進することを大前提に、中国に関する勉強を進め、併せて中国の人々との直接の交流を深め、日中関係の改善と発展に貢献することを目的とする。

第三条（会員）

本会の目的に賛同し、会費を納入した者を会員とする。退会は自由とする。

第四条（総会）

総会は、年 1 回開催し、役員及び会計、会計監査を選出する。

総会は、会員の過半数（委任状を含む）で成立する。

第五条（役員）

本会は、共同代表 2 名、代表代行 1 名、顧問若干名、会計、会計監査を置く。

第六条（役員の権限と義務）

共同代表は、総会を招集し、活動報告を行い、活動方針を示す。会計は会計報告を行い、会計監査は監査報告を行う。

第七条（会費と会計年度）

年会費は、3,000 円とする。会計年度は、6 月 22 日から翌年の 6 月 21 日とする。

第八条（運営）

本会は、会員の総意で運営することを原則とするが、本規約の改正を含め必要な場合は多数決をもって決する。会員 10 人の請求があれば、臨時総会を開催しなければならない。

第九条（規約の発効）

本規約は、2013 年 6 月 22 日から発効する。

※2014 年 3 月 15 日第五条改正：「代表代行 1 名」追加